

法人税実務事例検討

## 100%グループ内の法人間で寄附が行われた場合の 寄附修正の取扱い

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

### 本事例における留意点

完全支配関係のある法人間で寄附金の支出があった場合、支出した法人の寄附金の損金不算入及び受領した法人の受贈益の益金不算入だけでなく、その支出法人及び受領法人の株主法人において子会社株式の帳簿価額の寄附修正が必要となる。

### 事 例

当社の子会社であるA社（持株比率100%）は、当社からの借入れにより設備投資を行ってきましたが、投資時の見込みよりも業績が悪いため借入金利が負担となり、このままでは経営を圧迫しそうですので、当社は金利の一部を減免することとしました。

具体的には、当社からA社への貸付利率は3%となっておりますが、これを1%とし、2%部分を免除するという通知を送付しております。

なお、A社は赤字ではありますが、債務超過の状態ではないため、A社の役員報酬及び従業員賞与の削減等の具体的な再建計画は策定しておりません。

#### 【当社の会計処理】

現金預金 1,000,000円 / 受取利息 1,000,000円

(注) 減免した2,000,000円は未収利息に計上していません。

#### 【A社の会計処理】

支払利息 1,000,000円 / 現金預金 1,000,000円

(注) 免除された2,000,000円は未払利息に計上していません。

## I 本事例における法令等の検討

### 1 寄附金の損金不算入及び受贈益の益金不算入

平成 22 年度税制改正により、内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、その支出した内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました(法法 37 ②)。

これは、それまでの連結法人間の寄附金の損金不算入制度が、連結納税を選択していない 100%グループ法人間の寄附金にも拡張されたものです。

また、逆に内国法人が各事業年度においてその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、その受贈益の額を受けた内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました(法法 25 の 2 ①)。

これらの制度導入の趣旨を「平成 22 年版改正税法のすべて」(勸大蔵財務協会：206 頁以下)を引用して説明します。

従来の連結法人間の寄附金については、支出側で全額損金不算入とされる一方、

受贈側で益金算入とされており、見方によれば内部取引について課税関係を生じさせているともいえる状態でした。そこで今回、グループ内部の取引については課税関係を生じさせないこととする全体の整理の中で、このグループ内の寄附金についても、トータルとして課税関係を生じさせないこととするものです。

なお、支出側で全額損金算入し、受贈側で全額益金算入する方法でも、トータルとしての課税はプラスマイナスゼロとなりますが、この方法によると所得の付替えが容易に行えるようになるため、採用されていません。

### 2 寄附修正

完全支配関係のある子法人に寄附修正事由が生じた場合には、その親法人において子法人株式の帳簿価額を修正して利益積立金額を加算又は減算する必要があります(法令 9 ①七)。これは、グループ法人間の寄附により、寄附金、受贈益の課税を生じさせなかったそれぞれの子法人株式を譲渡することにより租税回避が考えられることから、これを防止するための規定です。

具体的な計算式は次のようになります。

#### 【計算式】

(子法人が受けた受贈益の益金不算入額×持分割合)－(子法人が支出した寄附金の損金不算入額×持分割合)

(注) 受贈益の益金不算入額と寄附金の損金不算入額はグループ法人税制の適用があるものに限りません。

なお、寄附金の支出法人及び受贈益の受領法人の直接の法人株主のみが寄附修正の適用があり、間接に保有する法人株主においては寄附修正の適用はありません。

この制度導入の趣旨を「平成22年版改正税法のすべて」(勸大蔵財務協会：208頁以下)を引用して説明します。

これは、上記1の改正により、グループ法人間の寄附について課税関係を生じさせないこととなるため、これを利用した株式の価値の移転が容易となり、これにより子法人株式の譲渡損を作出する租税回避が考えられることから、これを防止するために、子法人株式の帳簿価額を調整するものです。

この帳簿価額の修正は、グループの頂点の法人まで連鎖的に行うことが制度の整合性の観点から望ましいものではあるものの、事務負担に配慮し、直接の株主段階のみ行うこととされています。

この制度の対象となる「子法人」とは、法人との間に完全支配関係がある法人ですが、連結完全支配関係がある法人は除かれています。これは、連結法人の間の寄附については、投資簿価修正の制度により対応できるためです。したがって、連結法人についてこの制度の適用がある寄附金は、連結完全支配関係はないが完全支配関係がある法人、すなわち、連結除外法人(法第4の2)や外国法人が介在する完全支配関係がある法人との間の寄附に限られます。

(注) グループの頂点の法人は、この「子法人」の定義(法第9①七)に該当しないため、上記1の損金不算入となる

寄附金の寄附者又は益金不算入となる受贈益の受贈者になる場合でも、その株主において寄附修正は行わないこととなります。

### 3 寄附金の額に該当しないもの

法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)では、『法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等(以下9-4-1において「損失負担等」という。)をした場合において、その損失負担等をしなれば今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。』と定めております。

また、同通達9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)でも、『法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常より低い利率での貸付け又は債権放棄等(以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。)をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。』と定めています。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 寄附金に該当するか

事業を継続している子会社に対する金利の減免は、原則として寄附金に該当しますが、上記の法人税基本通達9-4-2に該当する場合には、寄附金に該当しないものとされています。

本事例の場合、役員報酬及び従業員賞与の削減等の具体的な再建計画の策定をしていないということですから、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があるとは認められないため、同通達の取扱いはなく、寄附金に該当します。

したがって、約定金利の3%と減免後の1%との差額である2%部分の金利について寄附金に該当することになります。

なお、貴社からA社への金利の減免は契約上は有効なものですが、税務上は合理的な理由のない金利の減免であるとして寄附金に該当することになります。

### 2 原則的な取扱い

適正な金利と異なる金利の設定を行った場合、その差額は経済的利益の贈与として扱われます。例えば、適正な金利よりも低い金利の設定をした場合、債権者としては、適正金利によって計算された利息額と約定金利によって計算された利息額との差額が寄附金の額に該当することになります。これは、税務上、適正金利によって計算された利息額を一度受け取ると同時に上記の差

額部分を債務者に贈与したものと考えることによります。

また、同様に債務者側では、適正金利によって計算された利息額と実際の支払額の差額の免除を受けたものとして取り扱われますが、未払利息を計上していない場合には、その支払利息と債務免除が相殺された状態にあり、法人税の所得金額の計算には影響を及ぼしません。

### 3 グループ法人税制の適用がある場合

親会社と子会社の間で100%の資本関係がある場合にはグループ法人税制が適用されます。この場合、寄附金の損金不算入が適用される取引については、相手方において受贈益が益金不算入となります(法法25の2)。

本事例の場合、貴社はA社株式の100%を保有していることから、貴社とA社にはグループ法人税制が適用されることとなります。

そして、貴社からA社への金利の減免は寄附金に該当することから、貴社においては未収利息相当額をA社に対する寄附金として損金不算入とし、A社においては未払利息相当額を貴社からの受贈益として益金不算入とすることとなります。

### 4 寄附修正の処理

貴社からA社への貸付金利の減免が寄附金に該当することから寄附修正事由となります。この場合、貴社が支出法人であり、A社が受領法人となりますが、貴社はグループの頂点の法人であり、貴社の法人株主において寄附修正は行いませんが、A社の法人株主である貴社は寄附修正を行うこと

になります。

具体的には、A 社の受贈益の益金不算入額 2,000,000 円に持分割合を乗じて計算することになりますが、貴社の持分割合が

100%であることから、2,000,000 円を A 社株式の帳簿価額に利益積立金額として加算することになります。

(貴社)

【会計処理】

現金預金 1,000,000 円 / 受取利息 1,000,000 円

【税務処理】

現金預金 1,000,000 円 / 受取利息 3,000,000 円

寄附金 2,000,000 円 /

A 社株式 2,000,000 円 / 利益積立金額 2,000,000 円

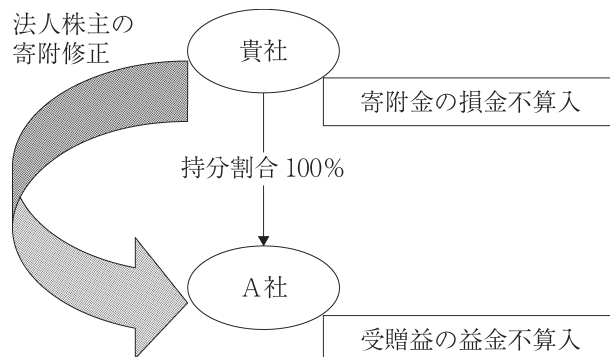
【税務修正】

寄附金 2,000,000 円 / 受取利息 2,000,000 円

A 社株式 2,000,000 円 / 利益積立金額 2,000,000 円

(注) 寄附金 2,000,000 円は全額損金不算入

【取引概要図】



〈貴社の申告調整〉

【別表 4】

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円
				そ の 他	
加 算	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く.)	2			
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く.)及び市町村民税	3			
	損金の額に算入した道府県民税利子割額	4			
	損金の額に算入した納税充当金	5			
	交際費等の損金不算入額	9			そ の 他
	受取利息計上漏れ	10	2,000,000	2,000,000	
	受取利息計上漏れ	10	2,000,000	2,000,000	
減 算	減価償却超過額の当期認容額	14			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	15			
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)	16			※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	17			※
	受贈益の益金不算入額	18			※
寄附金認定損	22	2,000,000	2,000,000		
仮 計	26			外 ※	
(1)+(13)-(25)	26				
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27	2,000,000		そ の 他	2,000,000
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	31			そ の 他	

【別表 5(1)】

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
未 収 利 息	3		2,000,000	2,000,000	
A 社 株 式 (寄 附 修 正)	4			2,000,000	2,000,000

(A 社)

【会計処理】

支払利息 1,000,000 円 / 現金預金 1,000,000 円

【税務処理】

支払利息 3,000,000 円 / 現金預金 1,000,000 円

/ 受贈益 2,000,000 円

【税務修正】

支払利息 2,000,000 円 / 受贈益 2,000,000 円

(注) 受贈益 2,000,000 円は全額益金不算入

< A 社の申告調整 >

【別表 4】

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額		円	円	配 当	円
				そ の 他	
加 算	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)				
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。 )及び市町村民税				
	損金の額に算入した道府県民税利子割額				
	損金の額に算入した納税充当金				
	交際費等の損金不算入額			そ の 他	
	受 贈 益 計 上 漏 れ	2,000,000	2,000,000		
減 算	減価償却超過額の当期認容額				
	納税充当金から支出した事業税等の金額				
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)			※	
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	2,000,000		※	2,000,000
	支 払 利 息 認 定 損	2,000,000	2,000,000		

事業年度 ○○・○・○  
○○・○・○○

法人名

A 社

【別表 5 (1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

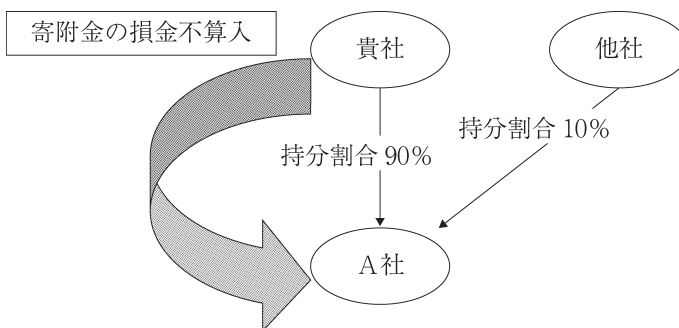
事業年度	〇〇・〇・〇	法人名	A 社
	〇〇・〇・〇〇		

I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分		期 首 現 在	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		利 益 積 立 金 額	減	増	
			①	②	
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
未 払 利 息	3		2,000,000	2,000,000	

〔参 考〕

A 社の株主に他社があり、グループ法人税制の適用がない場合の処理を参考のため記載します。

【取引概要図】



(貴社)

【会計処理】

現金預金 1,000,000 円 / 受取利息 1,000,000 円

【税務処理】

現金預金 1,000,000 円 / 受取利息 3,000,000 円

寄附金 2,000,000 円 /

【税務修正】

寄附金 2,000,000 円 / 受取利息 2,000,000 円

(A 社)

【会計処理】

支払利息 1,000,000 円 / 現金預金 1,000,000 円

【税務処理】

支払利息 1,000,000 円 / 現金預金 1,000,000 円

【税務修正】

なし



〈貴社の申告調整〉

【別表 4】

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円
				そ の 他	
加 算	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2			
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。 )及び市町村民税	3			
	損金の額に算入した道府県民税利子割額	4			
	損金の額に算入した納税充当金	5			
	交際費等の損金不算入額	9			そ の 他
	受取利息計上漏れ	10	2,000,000	2,000,000	
減 算	減価償却超過額の当期認容額	14			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	15			
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)	16			※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	17			※
	受贈益の益金不算入額	18			※
寄 附 金 認 定 損	22	2,000,000	2,000,000		
仮 計	26			外 ※	
(1)+(13)-(25)					
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27	※○○○		そ の 他	○○○
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	31			そ の 他	

※ 一般寄附金として損金算入限度超過額を計算することになります。

【別表 5(1)】

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
未 取 利 息	3		2,000,000	2,000,000	